

行財政改革について

1 調査項目

- (1) 区行財政改革に関する事項
- (2) 都区制度に関する事項
- (3) 構造改革特区制度に関する事項
- (4) ICT化に関する事項
- (5) 公共施設のあり方に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「行財政改革特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

本区では、人件費の削減や民間活力の導入など、徹底した行財政改革を積極的に推し進め、健全な行財政運営に努めてきたところであるが、主要財源である財政調整交付金は、法人住民税の一部国税化や法人実効税率の引き下げなどにより減収となる見込みであり、区財政は依然として厳しい状況にある。

引き続き、社会経済情勢に対応した効率的かつ合理的な行財政運営を推進することが必要であり、都区間の事務配分をはじめ、財政制度、さらには、構造改革特区制度と区の関わりや、ICTを有効に活用した区民サービスや業務改善の方策についての検討をしていかなければならない。

また、公共施設については、老朽化に対する対応、機能の充実、利便性の向上も視野に入れた、あり方の検討が必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。